

# 『虐待かも』と思ったら、迷わず相談・通報をお願いします。

## 相談・通報先

- ・通報は、匿名でもかまいません。通報者のプライバシーは守られます。
- ・提供された情報が間違いであっても罰せられることはありません。

### 【児童虐待】児童相談所虐待対応ダイヤル

☎ 189

### 岩沼市こども家庭センター

☎ 0223-22-1115

### 【障害者虐待】岩沼市 社会福祉課

☎ 0223-23-0509

### 【高齢者虐待】岩沼市 介護福祉課

☎ 0223-24-3016

〔玉浦小学校学区〕

マリンホーム  
地域包括支援センター

☎ 0223-25-6656

〔岩沼西小学校学区〕

岩沼西  
地域包括支援センター

☎ 0223-36-7266

〔岩沼小学校学区〕

岩沼市社会福祉協議会  
地域包括支援センター

☎ 0223-25-6834

〔岩沼南小学校学区〕

南東北  
地域包括支援センター

☎ 0223-23-7543

## 虐待の種類と具体例

虐待の種類	子ども	障害者	高齢者
<b>身体的虐待</b> <b>身体に傷やあざ、痛みを与えること。正当な理由のない身体拘束など。</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平手打ちする</li> <li>・殴る</li> <li>・蹴る</li> <li>・つねる</li> <li>・やけどをさせる</li> <li>・本人に向けて物を壊したり、投げつけたりする</li> <li>・無理やり食事や飲み物を口に入れる</li> <li>・柱や椅子やベッドに縛り付ける</li> <li>・医療的必要性に基づかない投薬によって動きを抑制するなど)</li> <li>・外から鍵をかけて閉じ込める。</li> <li>・中から鍵をかけて長時間家の中に入れない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・激しくゆさぶる</li> <li>・投げ落とす</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・褥瘡（床ずれ）ができている</li> </ul>
<b>性的虐待</b> <b>性的な行為やそれを強要すること。</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・キス、性器等への接触、性交</li> <li>・性的行為を強要する</li> <li>・自慰行為を見せる</li> <li>・わいせつな映像や写真を見せる</li> <li>・排泄の失敗に対して懲罰的に下半身を裸にして放置する</li> <li>・更衣やトイレ等の場面をのぞいたり、映像や画像を撮影する</li> </ul>		

虐待の種類	子ども	障害者	高齢者
<p><b>心理的虐待</b></p> <p>脅し、侮辱等の言葉や態度、無視、嫌がらせ等によって精神的に苦痛を与えること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>怒鳴る、ののしる、悪口を言う</li> <li>威嚇する、脅す、暴力をほのめかす</li> <li>人格をおとしめるような扱いをする</li> <li>話かけているのに意図的に無視する</li> <li>日常的にからかったり、「バカ」「死ね」など侮辱的なことを言う</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>子どもの前でDVや、兄弟への虐待を目撃させる</li> <li>他の兄弟との極端な差別</li> </ul>	
<p><b>ネグレクト</b> (放棄・放置)</p> <p>身辺の世話や介助をしない、必要な福祉サービスや医療や教育を受けさせない等によって、生活環境や身体・精神的状態を悪化させること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>食事や水分を十分に与えない</li> <li>食事の著しい偏りによって栄養状態が悪化している</li> <li>入浴させず異臭がする</li> <li>排泄の介助をしない</li> <li>室内にゴミを放置する、掃除をしない、冷暖房を使わせないなど劣悪な住環境の中で生活させる</li> <li>必要な医療や福祉サービスを受けさせない、制限する</li> <li>同居人等による虐待行為を放置する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>汚れた服を着させ続ける</li> <li>髪や爪が伸び放題</li> </ul>	
<p><b>経済的虐待</b></p> <p>本人の同意なしに（あるいはだます等して）財産や年金、賃金を使ったり勝手に運用し、本人が希望する金銭の使用を理由なく制限すること。</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>学校に行かせない</li> <li>親の監護なく自宅に放置する（安全管理を怠る）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>日常生活に必要な金銭を不当に制限する、渡さない、</li> <li>年金や賃金を管理して渡さない、</li> <li>年金や預貯金を無断で使用する</li> <li>サービス利用料を支払わない</li> </ul>

※児童虐待防止法では、児童のしつけに際して、体罰（罰として叩く、長時間正座させる、他の兄弟と比べる、食事を抜く等）を加えることを禁止しています。